

平成26年11月21日

各 位

東京都千代田区九段北一丁目 13 番 5 号
株 式 会 社 デ ィ ア ・ ラ イ フ
代 表 取 締 役 社 長 阿 部 幸 広
(コード番号：3245 東証マザーズ)
問 合 せ 先：取 締 役 管 理 ユ ニ ッ ト 長 清 水 誠 一
電 話 番 号：0 3 - 5 2 1 0 - 3 7 2 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 12 月 18 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 定款変更の理由

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第 5 章 監査役および監査役会 (選任方法) 第 2 9 条 (条文省略) 2. (条文省略) (新 設)	第 5 章 監査役および監査役会 (選任方法) 第 2 9 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) <u>3. 当社は、会社法第329条第2</u> <u>項の規定に基づき法令に定める</u> <u>監査役員の員数を欠くことになる</u> <u>場合に備えて、株主総会におい</u> <u>て補欠監査役を選任することが</u> <u>できる。</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任し監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任し監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

(3) 日程

定款変更のため株主総会開催日 平成26年12月18日(木)

定款変更の効力発生日 平成26年12月18日(木)

以 上